

株 主 各 位

神奈川県平塚市天沼10番1号

日産車体株式会社

取締役社長 渡 辺 義 章

第89回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び同封の添付書類「第89期報告書」をご検討くださいまして、平成24年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県平塚市天沼10番1号
日産車体株式会社 本社会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第89期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第89期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、前事業年度と同様に1株につき9円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭

総額690,828,602円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役の選任にあたり、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結するため、現行定款第31条を同条①とし、同条②の追加を行うものであります。

本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <新設>	(取締役の責任免除) 第31条 ①（現行どおり） ②当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役三武良光氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任を、また、経営体制のさらなる強化のため取締役を増員することとし、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、崎田有三氏は取締役三武良光氏の補欠として選任をお願いするものでございます。従いまして、本総会において選任される取締役3名の任期は、当社定款第22条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	崎田 有三 (昭和29年7月23日生)	昭和55年4月 日産自動車株式会社入社 平成16年4月 日産テクニカルセンターノースアメリカ会社副社長 平成21年4月 当社LCV車両開発部長 平成21年8月 同執行役員 平成21年8月 日産自動車株式会社LCV製品開発本部長及びLCV事業本部ものづくり本部長兼務 現在に至る 平成24年4月 当社常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 開発部門統括、開発統括部・プロジェクト統括部・車体開発部・実験部担当、商品保証本部長委嘱	4,000株
2	浜地 利勝 (昭和32年11月7日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 同経営管理部計画推進室長、日産自動車株式会社関係会社管理部主管兼務 平成20年4月 同理事、経営管理部部長 平成22年4月 同執行役員 現在に至る (当社における担当) 経営管理部・特装業務推進室担当	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おおきよしゆき 大木芳幸 (昭和36年4月27日生)	昭和59年4月 神奈川中央交通株式会社入社 平成18年6月 同事業開発部長 平成20年6月 同取締役事業開発部長 平成21年6月 同取締役事業部長 平成22年5月 同取締役経営企画部長 現在に至る 平成23年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 神奈川中央交通株式会社取締役経営企画部長	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大木芳幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大木芳幸氏を社外取締役候補者とした理由は、現在当社の社外監査役を勤めており、当社経営に対して有益なご意見をいただいていることに加え、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役としてふさわしいと判断したためであります。
4. 大木芳幸氏は、現に当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 大木芳幸氏は、原案どおり選任された場合、引き続き株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。
6. 大木芳幸氏が原案どおり選任され、かつ第2号議案 定款一部変更の件が原案通り可決された場合、当社と社外取締役候補者大木芳幸氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役蛸島眞夫、小山俊雄の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、監査役石原忠志、大木芳幸の両氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、三武良光氏は監査役石原忠志氏の補欠として、湧井敏雄氏は監査役大木芳幸氏の補欠として選任をお願いするものでございます。従いまして、三武良光、湧井敏雄の両氏の任期は、当社定款第34条第2項の規定により、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	蛸島眞夫 (昭和25年11月19日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 同取締役 平成16年6月 同執行役員 平成17年4月 同常務執行役員 平成17年6月 同取締役兼常務執行役員 平成21年4月 同取締役 平成21年6月 株式会社エヌシーエス代表取締役社長 平成21年6月 株式会社プロスタッフ代表取締役社長 平成23年6月 当社監査役(常勤)現在に至る	16,000株
2	三武良光 (昭和26年3月9日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 同理事 平成17年4月 同執行役員 平成19年4月 同常務執行役員 平成19年6月 同取締役兼常務執行役員 平成24年4月 同取締役 現在に至る	26,000株
3	小山俊雄 (昭和24年8月29日生)	昭和47年4月 日産自動車株式会社入社 平成16年6月 日産中部サービスセンター株式会社代表取締役社長 平成18年4月 日産サービスセンター株式会社取締役中部支社長 平成19年6月 ジャトコ株式会社監査役 平成19年6月 当社監査役 現在に至る	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
4	湧井敏雄 (昭和24年4月6日生)	昭和47年4月 株式会社横浜銀行 入行 平成11年4月 同執行役員金融市場部長 平成14年6月 株式会社浜銀総合 研究所取締役副社 長兼研究理事 平成16年3月 株式会社横浜グラ ンドインターコン チネンタルホテル 専務取締役 平成16年6月 横浜魚類株式会社 監査役 平成20年6月 日鍛バルブ株式会 社監査役 現在に至る 平成22年6月 株式会社浜銀総合 研究所監査役(常勤) 平成23年5月 社団法人神奈川経 済同友会専務理事 現在に至る (重要な兼職の状況) 社団法人神奈川経済同友会専務理事	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小山俊雄、湧井敏雄の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小山俊雄、湧井敏雄の両氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、当社の社外監査役としてふさわしいと判断したためであります。
4. 小山俊雄氏は、現に当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 湧井敏雄氏は、原案どおり選任された場合、新たに株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。
6. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款第39条第2項で定めております。本規定に基づき、社外監査役候補者小山俊雄氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には本契約を更新する予定であります。また、湧井敏雄氏につきましても、原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メ モ

